

岩手県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第764号）で公示した公共測量を終了した旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成25年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡岩泉町安家字半城子地内
- 2 実施した期間 平成24年10月23日から平成25年3月8日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）